

「裁判員経験者の意見交換会」議事録

日 時 平成26年1月20日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者 中山 大 行 （千葉地方裁判所刑事第1部判事）
裁判官 丹 羽 芳 徳 （千葉地方裁判所刑事第1部判事）
裁判官 高 木 晶 大 （千葉地方裁判所刑事第1部判事補）
検察官 山 本 修 （千葉地方検察庁検事）
検察官 藤 本 育 子 （千葉地方検察庁検事）
弁護士 土 屋 孝 伸 （千葉県弁護士会所属）
弁護士 長 岡 みち子 （千葉県弁護士会所属）

1 番 裁判員経験者 女

（2 番 裁判員経験者 欠席）

3 番 裁判員経験者 男

4 番 裁判員経験者 男

5 番 裁判員経験者 男

6 番 裁判員経験者 女

7 番 裁判員経験者 男

8 番 裁判員経験者 男

議事概要

別紙1のとおり

(別紙1)

【司会者】 それでは、時間になりましたので、ただいまから「裁判員経験者の意見交換会」を開催させていただきます。

私は、司会を務めます裁判長の中山です。よろしくお願いいたします。

本日は、昨年裁判員を務められた7名の方に参加していただいております。お忙しい中、意見交換会への御参加ありがとうございます。

裁判員制度が始まって、今年の5月で丸5年になります。おおむね順調に実施されているというふうには言われているところですが、様々な課題も明らかになっていると言われていて、現在、現場では試行錯誤しながら日々の運用を改善していくと、このような状況にあります。

裁判員制度をより良いものにするためには、これに携わる検察官、弁護士、裁判官が実際に裁判員を経験なさった皆様の率直な御意見、御感想を直接お聞きすることが重要だと考えております。

そういう趣旨で、この意見交換会を開催させていただいておりますので、是非とも忌憚のない御意見をお聞かせ願えればと思っております。

それでは、早速話題事項(別紙2)に入る前に、まず、本日参加している検察官、弁護士、裁判官のほうから自己紹介をしていただくことにさせていただきます。

まず、検察官のほうからどうぞ。

【山本検察官】 千葉地方検察庁の検事の山本でございます。

簡単にちょっと自己紹介をさせていただきますと、私、今、検事になりまして13年目なのですが、ちょうど裁判員裁判の法律が施行された際に、外に出向していたもので、昨年4月から千葉地裁のほうで裁判員裁判を担当させていただきました。これまで十数件裁判をやらせていただいております。

内容としては、おおむね半分が薬物の密輸事件で、半分が一般的な刑事事件というふうな形で、それほど多くの事件を経験しているわけではないのですが、今日は

裁判員経験者の皆様からいろいろと聞かせていただいて、今後の立証活動に役立てたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

【司会者】 それでは、藤本検察官どうぞ。

【藤本検察官】 検察官の藤本と申します。同じく千葉地方検察庁の公判部というところに所属しております。

私は、9年目に入るところです。前にも千葉にいたことがあって、裁判員裁判は何件か担当させていただいておりますが、千葉というのは成田空港もあって密輸入の事件という特殊な事件もありますので、ただ、この事件の立証というのは非常に苦労しております、皆さんにいかに分かりやすい立証ができるかというところを日々悩みながら裁判に臨んでいるというところで、今回いろいろな御意見を聞かせていただいて、また今後の執務の際の参考にさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【司会者】 それでは、土屋弁護士。

【土屋弁護士】 千葉県弁護士会所属の弁護士で土屋といいます、よろしく願いします。

弁護士としてのキャリアが14年目になりました。ずっと千葉で仕事をしておりまして、裁判員裁判の経験としては10件ぐらい弁護を担当させていただいております。

検察官と同じく、弁護人に対しての厳しい御意見があろうかと思いますが、是非承って持ち帰りたいと思っておりますので、忌憚のない御意見いただければと思います。よろしく願いします。

【司会者】 では、長岡弁護士。

【長岡弁護士】 千葉県弁護士会に所属している弁護士の長岡と申します。

私は、弁護士としての経験は今、2年目になりました。裁判員裁判の経験自体は公判を1件、弁護人として担当したことがあります。

今、検察官のほうからも、成田の密輸の事件では立証を分かりやすいように苦労

しているとお話もあったのですが、弁護人の側としても裁判員の方に少しでも分かりやすく、こちらの言い分、主張を分かっていたけるようにというふうに努力しているところではあるので、今日は裁判員経験者の皆さんの忌憚のない御意見を伺って、今後の活動に役立てていけたらと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

【司会者】 では、裁判官のほうからどうぞ。

【丹羽裁判官】 裁判官の丹羽と申します。

経験年数を皆さんおっしゃるので考えていたのですけれども、十五、六年裁判官をやっています、ほとんどが刑事裁判の経験しかありません。

裁判員裁判については、千葉に来る前に3年間仙台におりまして、そこで制度開始当初から携わっているわけですが、千葉の特徴としてやはり覚せい剤の密輸の事件が多く、幾つか担当させていただいたのですけれども、やはり難しい問題がいろいろあるなというふうに考えております。

今後、やはり千葉ではこの種の事件が引き続き係属すると思われるので、拝見すると経験された方も何名かいらっしゃるようですので、いろいろと勉強させていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【高木裁判官】 同じく裁判官の高木晶大と申します。

経験年数は、来週から3年目ということになります。

千葉では、今まで15件以上は裁判員裁判に携わらせていただきました。皆さんと一緒に議論をして悩みながら結論を出すということで、意義のある制度ではないかと思ひていますが、まだまだやはり改善点、自分でももうちょっとこうしたいほうが良いんじゃないかとか、いろいろございますので、この度の意見交換会では裁判員裁判をどうしたら良くしていけるかとか、その辺を含めて皆さんの問題意識だとか御感想だとか、そういったことを聞かせていただければ良いなと思ひておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

【司会者】 それでは、引き続きまして、今回御出席の裁判員経験者の方からお

話を伺いたいと思います。

まず、全体的な感想ということで、御自分が担当された事件がどんな事件だったのかということをお簡単に御紹介いただきながら、裁判員を務められてどのような感想を持ったのかということをお伺いしたいというふうに思っております。

さらに、裁判員を務められた後、その経験を御家族や会社の人たち等にも話されて、御家族や会社の人たちがどんな反応をされたかとか、そんなこともありましたら併せてお聞かせいただければありがたいなと思っております。

順番で申し訳ないのですけれども、1番さんからということによろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

【1番】 担当させていただいたのは、強制わいせつ致傷という事件に参加させていただきました。

全体的な感想としましては、もちろん初めての経験でございますので、判断を下すということにおきまして、時間が全体的にまず足りなかったかなという、そういう感想を持ちました。なものですから、自宅に帰ってからも、とにかく五日間は全てこの事件について考えっぱなしでいたという日々を五日間過ごしました。とにかく時間が足りなかったということを強く思いました。

以上でございます。

【司会者】 ありがとうございます。また、いろいろ後で御意見伺いますのでよろしく願いいたします。

2番さん欠席ですので、3番さん。

【3番】 僕は強盗致傷の事件を担当したのですけれども、被告人が共謀して知人の会社が銀行からお金を下ろすところを襲うという事件を担当したのですが、最初はもう、選ばれたときは不安でいっぱい、システムも分からないのですけれども、選ばれた人、一緒に討論する人たちいますね、そういう人たちもどういう人なんだろうという、漠然とした不安がいっぱいだったのですね。

でも、やっているうちに、裁判官の方たちがスムーズに周りの方たちの意見を組

み入れるようなことをしてくれて、有意義に、終わった後は良い経験をしたなと思いました。

【司会者】 ありがとうございます。

では、4番さんどうぞ。

【4番】 私は、覚せい剤の密輸事件を担当させていただきました。

覚せい剤などは、普段暮らしていて余り身近じゃないので実感が湧かずに、最初は自分の感情も入らない状態だったのですが、証拠として実物を見せてもらって、これは非常に重要な事件なんだなと思うようになりました。

全体として、こういう刑事事件というものがどういうものなのか、そして、どうやって有罪、無罪ということを考えていращやるのか、また、今までは裁判所に行くということがとても遠い存在だったのですが、それが割と近く感じられるようになったのは、やってみて良かったと思います。

学校で働いているのですけれども、ほかの教員もうらやましいというふうに、是非参加、自分もしたいというふうに私が感想を述べたら言っていました。なので、こういう裁判員制度、とても参加できて私は良かったと思っています。

【司会者】 ありがとうございます。

それでは、5番さん。

【5番】 私が担当した事件は、覚せい剤取締法違反、関税法違反です。

この裁判員の裁判に出てみて思ったことは、自分自身が結構外国に行くので、頼まれて荷物を持ち込んだというだけで刑に処せられるという、すごい厳しいなという感想はありました。

一番身近で、頼まれちゃうというのは結構あると思うのですね。こういうことを知らない知らないで持ってきちゃうということで刑になるということは、どれだけ厳しいことだというのが、そこのところですね。

あとは、判断の仕方が日常ではないことがよく分かったので、良い勉強になったと思います。

以上です。

【司会者】 ありがとうございます。

それでは、6番さんどうぞ。

【6番】 私の担当した事件も、同じように覚せい剤の密輸、それと証拠の採用を最初に議論するという、証拠の採用があつてその上にのるといふ、ちょっと二段構えの複雑な事件だつたと思います。

私は、始まるに当たつて、皆さんきちんと御説明くださつていたのだと思つてすけれども、すごくあがつてしまつて、言われていることがいまいよく分からなかつたのです。ですので、説明をしていただきたかつたなといふふうになつてしまつたのです、きっと。してらつたのですけれども、私たちの耳に届くような説明をしてほしいなとすごく思つた。

それと、やってみてなのですが、私たちの意見が判決文の中になんかきちんと入つていふということに、一つ一つの証拠に対してこういう意見がありました、こういうことありましたといふことを、とてもきちんと明文化されていることにちょっと驚いたのです。新聞とかに出てきますよね、判決文とか。そういうのを讀んだときに、そういうふうになつていふことを知りませんでしたので、それがすごく勉強になりました。

【司会者】 ありがとうございます。

それでは、7番さん。

【7番】 自分が担当した事件も覚せい剤と関税法違反なのですが、自分のときは、その被告人が持ってきたのを知らなかつたと、知つていたかもしれないといふところで評議になつて、検察の人とか弁護士さんとかの意見がどちらも自分に響いてしまつて、すごく頭を悩ませた六日間でした。

家とか会社でも全部感想を話すと、やはり、ああ大変だつたねといふ意見のほうが多くて。ただ、自分はこの裁判員の選任手続のときに、もう選ばれる覚悟で行つていたので、どうにか選ばれるかなといふ気持ちだつたので、すごくやる気はあ

ったので、すごく良い経験できたし、是非またやってみたいなと思いました。

【司会者】 ありがとうございます。

それでは、8番さんどうぞ。

【8番】 覚せい剤密輸事件などです。

すごく緊張しました。どうなるかと思いましたが、裁判官の皆さんが丁寧に優しく指導、教えてくださったので何とか終わることができました。とてもありがたいと思っています。家族にもそのことを話しました。

全体的な内容ですが、未決が100日ぐらいで4回で結審で控訴がなかったということは、検察官や弁護士さん、裁判官の努力が実ってスピーディーに終わったというふうに思っています。

以上です。

【司会者】 ありがとうございました。

それでは、先ほど6番さんのほうからは、分かるような説明をしてほしかったというような話も出てきましたけれども、審理の分かりやすさというところの、話題事項の2のほうへ入っていきたいと思います。

冒頭にもちょっと皆さんの自己紹介、法曹三者の自己紹介の中でも出たと思うのですけれども、今、日々検察官、弁護人、法廷で分かりやすい審理というものを目指しているところです。

ということで、審理が検察官、弁護人の法廷での活動が分かりやすかったのかというところを中心に、印象に残っていることや、こんなところを工夫してほしかったなとか、そんなような御意見があればいただきたいと思っております。

順番としては、まず、分かりやすいということでは、まず検察官のほうの活動について皆様から御意見を伺って議論して、その後弁護人のほうの分かりやすさという形でちょっと分けて議論を進めていきたいと思います。

まず、検察官のほうですけれども、検察官は審理の最初に行う冒頭陳述あるいはモニターなどを利用して証拠を説明し、さらには証人や被告人に対して質問をする

と。最後に論告求刑ということを行うわけですけれども、その中で、様々な工夫をされているというところなのですが、先ほど言いましたとおり、その分かりやすさとか印象に残っていること、工夫してほしかったこと、どんなことでも結構ですので御意見をいただければなと思っております。

今後は順番には当てませんので、適宜発言していただければありがたいなと思います。

いかがでしょうか、検察官の活動について。

まずあれですか、6番さんのほうからちょっと先ほどのお話もありましたので、御意見を。

【6番】 とても均等にきちんと色刷りでできていて、すごく私は、こんなふうにしてもらえるんだと、ちょっと嬉しかったというか、分かりやすかったなと思いました。もちろん、弁護士さんのほうもそういうふうになっていたのも、普通、通常こういうふうな資料を用意されてやるのかなとちょっと思いました。もっと堅苦しく文章だけがばんときて、それを全部読まなくてはいけないのかなと思っていたのですね。

【司会者】 ありがとうございます。

冒頭陳述の話ですかね、冒頭陳述で配られたものが、色がついていたり分かりやすい一枚紙になっていたというようなところでしょうか。

それは、その冒頭陳述を聞いた段階で、どこが争点なのかとか、何を検察官は立証しようとしているのかとか、その辺が頭には入ってくるようなものだったのかというところはいかがでしょう。

【6番】 それはないです。

【司会者】 それはない。

【6番】 それはないんです。私はそれが知りたかった。最初にどういう裁判でどういうことがこれから審理されますというのがきちっと私の頭に響いて、きっと今、思い起こせば、最初に言っていたかもというところは実はあるんです。ただ、

私にそれを受けるだけの余裕がなかったというのでしょうか、だったので、言われてた、言われてたというふうに分かりだしたのが二日目ぐらいからなのですね。

ですので、その辺をもっと明確に、こういう筋でこういうことをやるのですよというはっきりとしたものがほしかったなというふうに、それがあれば、その努力されているペーパーが生きたかなと、ちょっと思いました。

【司会者】 なかなかまた厳しい御意見で。外見は分かりやすそうに見えたけれども、実際は頭に入ってこなかったというようなところでしょうかね。

ほかの方はいかがでしょうか。どうぞ。

【1番】 そういう意味では私も感じたのですけれども、最初、初日から説明をいろいろしていただいたのですが、まず単語自体、そのものも理解できない単語やなんかがつらつらと出てきたわけなのですね。日常生活には全く関係ない言葉がいっぱい出てくるわけで、まず、そこから理解しなくてはいけないということが始まっていて、それと進行する、進行状況というのですか、そういったもの、多分御説明していただいていると私も思ったのですけれども、大きなパネルか何かに箇条書きでも何でも構わないので、第1日目にはこういうふうに進行していくみたいな、そういう一つの何か黒板みたいな進行の説明される言葉がほしかったのですね。具体的に今日はこうこうこういったことをしますという。書かれた状態で、一目で分かるように考えられるような状況をつくってほしかったということでしょうか。

【司会者】 なるほど。分かりました。

そうすると、検察官の活動だけではなくて、裁判所の運営というところでもちょっと。

【1番】 そういったことですね。最初から、第1日目はこうこうこういう項目でこういうふうに話していきます、第2日目はこうこうこういうふうにと、そういうスケジュールは多分きちっと出ているはずなのですから、私たちはやはりそのところ余り理解できていなかったものですから、すごくとまどって、とにかく考え、考えで頭が混乱した状況で過ぎてしまったみたいなどころがあったものです。

から。

【司会者】 最初のお話で、最初に分からない単語とかがたくさん出てきたという話もありましたけれども、どんなようなあれでしょうか。

【1番】 例えば、一番最初に裁判員に選ばれた方は、この部屋で集まって食事をしても何をしてしても構いませんと、そのお部屋を指示していただいたのですね。そのときに、ここは評議室というふうに言われたのですね。最初、評議室って何かしらと、今分かってきましたけれども、まずそこから始まったのですね。評議室でいろいろ皆さんと意見交換をしますというふうに教えていただいたのですが、まず第1日目はそこからだったのです。

【司会者】 なるほど。多分、我々には当然だと思っていることも分からないということで、我々のほうでも重視しなくてはいけないなというふうに思っております。

ほかの方で、先ほど冒頭陳述という話が出ましたので、その辺について御意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。自分のところはこういうふうに工夫があってよく分かったとかというところ、やはり分からなかったという御意見でも結構ですので、この辺いかがでしょうか。

【8番】 質問でもよろしいですか。

【司会者】 はい、どうぞ。

【8番】 検察官側のあれは大変信用できる素晴らしいものでしたけれども、現地ですね、被告はメキシコなのですからけれども、そういうところ、国際刑事何とかってあって、向こうでも幾らか捜査されたのですか、今回。そういうのを聞きたいですね。

【司会者】 私が担当しているわけではないので、ちょっと分からないのですが。

【8番】 普通の、一般的にはどういうものなのですか。

【司会者】 では、ちょっと検察官のほうからどうぞ。

【山本検察官】 国際捜査共助といいまして、外国の政府に対してこういった捜

査を行ってほしいというふうな要請を行って、それに基づいて捜査を行うということは制度上できるのですけれども、ただ、今、言われているような薬物密輸事件は一般的にそれほど行われているかという点、必ずしも多くないというような現状があるのだらうと思います。非常に時間がかかるというふうな、結果が出るまでですね。というようなところもあって、どうしても必要だということでやる事例はありますが、必ずしも一般的にどの事案でも、外国のほうでも必要な調査、捜査を行ってその資料を使っているというふうにはなっていないのかなと思っております。

【8番】 ありがとうございます。

【司会者】 ほかに、冒頭陳述。どうぞ5番さん。

【5番】 済みません。検察官の方なのですけれども、冒頭陳述のときにちょっと、いろいろ意見も出たのですけれども、きつい言い方になってしまうかもしれません、冒頭陳述の仕方が朗読気味で、資料をもとにただそれをずらずらっとしゃべっているだけでよく分からないという意見も僕らのときにはあったのですね。

実際にこういう法廷というのは、日常生活で僕らは経験がない、まず裁判所に来ることもない。その中で、いきなり事件の内容をずらずらっと言われてもなかなか頭に入ってこない。そういうところがあったのですね。そこから、この人がどうだ、ああだという証拠も出てくるのですけれども、その証拠を吟味するにしても、なかなか知識がないものでよく分からなかったですね。そこが僕の感想で、あとはしゃべり方もちょっと朗読気味でずらずらっときて、よく耳に入らなかったという意見も僕らのときはあったのですけれども。

以上です。

【司会者】 ありがとうございます。

なかなか頭に入ってこなかったというところなのではないでしょうかね。

ほかの方、いかがですか。

どうぞ。

【4番】 私も5番の方と同じときに聞いていたのですけれども、最初の、初日

だけでも非常にかみ砕いた、淡々と事実を述べられているのだろうなと思って聞いていたのですけれども、我々、本当普段淡々と聞かない人種にとっては非常に分からない、それに追いつくのに頭をフル回転させて、何が重要だったのか分からないということが、初日はそうだったので、初日はもう本当、小学生に教えるぐらい分かりやすくやっていただければ助かるかなと思います。

弁護士の方もそうだったのですが、もう少し感情を込めて我々に訴えかけて、事実だとしても、訴えかけてもらえれば我々もすんなり入りやすかったのかなと思いました。

なので、できれば今みたいな感じで目をお互い見て、ここが重要なんだなというのが体をもって伝えられれば、もう少し裁判員、我々素人も聞きやすかったのではないかなと思いました。

【司会者】 ありがとうございます。

ほかの方、いかがでしょうか。

では、7番さんどうぞ。

【7番】 7番です。

自分のときなのですけれども、被告人がその事件を起こしたのが3月で、その前に同じようなことがあったのがその前の年の9月というのがあったのですが、一つの話のときに3月にいたり9月にいたりということだったので、これは検察側も弁護士側もそうだったのですけれども、今、話ししているのはいつの話なのかなというのがちょっと頭の中でごちゃごちゃになってしまって、例えば休憩を何回か挟むのであれば、その休憩までの間は3月の話をしますよとか、次の休憩からその次の休憩までは9月の話をしますよというふうに振り分けてもらえれば結構分かりやすく聞けたのかなというのはありました。

【司会者】 なるほど。7番さんの事件は、一つの覚せい剤の事件だけれども、その前に何かいきさつがあって、そちらのいきさつの話も審理の中で出てきてしまうと、そのいきさつのお話をしているのか、今回の話をしているのかがちょっとよく

分からなくなってしまうことがあったということなのではないか。

【7番】 はい。

【司会者】 ありがとうございます。

冒頭陳述だけではなくて、ほかの証人尋問や被告人質問の話もぼちぼち出てきておりますけれども、これも含めてでも結構ですので、そのほかに何かありますでしょうか。

先ほどの冒頭陳述の話とかで、検察官のほうから何かこういうことを皆さんに聞いてみたいというようなことがありますでしょうか。

【山本検察官】 検察庁の山本でございます。

冒頭陳述、先ほどいろいろと御指摘をいただいて、もうちょっと訴えかけるような形でというふうな御指摘もいただいているところで、そのようなところもちょっと注意してやっていこうと思っておるところなのですが、冒頭陳述に入れる情報の量なのですけれども、今のところ検察官としては余りたくさんの情報を入れていろいろな説明をしてしまうと、余りにも情報が多すぎて頭に入らない、記憶に残らないというところがあるので、本当に今回の事件は大まかこういう事件だということと、今回の事件で判断しなければいけない争点はこの点なんだというところだけで落すと、論告は非常にたくさん説明するのだけれども、冒頭陳述はできるだけ落すとすることを意識してやっているつもりなのですが、そういった観点から、冒頭陳述を聞いて情報量とか、もうちょっと説明してくれたほうがよかったとか、いや、これでも多すぎてとても理解できなかったというようなところの御意見があれば教えていただければと思います。

【司会者】 いかがでしょうか。先ほどの話だと、結構初日はいろいろなことがあって、むしろたくさんあると頭に入らないんじゃないかというお話もあったかと思いますが、今の山本検事の質問について何か御意見ありますでしょうか。

では、5番さんどうぞ。

【5番】 5番です。

そぎ落とした内容と言われましたけれども、それでも初日だったので、ほとんど何が何だかという形でしたね。重要なところをうまく発音なり何なりを変えてもらってでも、重要なところを入れてもらうとうまく入ってくるのではないかなど。

僕もそうでしたが、裁判員に初めて来て緊張はやはりかなりするのですね。何をどうするのかさっぱり分からない。ましてや、一人の人生の量がある程度左右しなければいけない決断も最終的には待っているわけなので、かなり頭の中がこちこちで、緊張して来る方がほとんどだと思うのです。

その中で、どれだけその人たちから、僕もそうですけれども、判断を出さなければいけないということを引き出すのであれば、もうちょっとうまいこと素人を扱うように、柔らかいような文面とかそういう使い方をしたらいいのではないですかね。

あと、弁護士の方も、僕ときは当日、もう量刑争いだったので、ほとんど何もしないよ状態で、多分だ一っとしゃべっているだけでさっぱり分からなかったですね。これが率直な意見です。

【司会者】 ありがとうございます。弁護人のほうはまた後だと思いますけれども、ありがとうございます。

やはり一日目だと、そぎ落としたと言うけれども、それでもやはり量が多すぎたということと、あとはどこが重要なのかということが聞いていてよく分からなかったというような御意見なのでしょうか。

ほかの方、いかがですか。

では、4番さん。

【4番】 4番です。

冒頭をそぎ落として重要なところを絞って伝えてもらえるということはありがたいのですが、それがどこが重要なのが淡々とし過ぎていて分からなくて、最初の1個2個はいいのですが、そうではない、それから先にどんどん進んでいくと、どうつながっているのかなど、分からなくなったのを休憩のとき裁判官の方々に教えてもらうということの繰り返しでした。

何かもう少しストーリーっぽいものがあれば、学校で教えていてもそうなのですが、淡々と事実を伝えると眠くなってしまいますので、聞いているほうはどうしても。専門性がない者が専門的なことを聞くとやはり眠くなってしまいますので、何かそのストーリーがあって、今はここを言っているみたいな形で伝えていただけると我々素人が分かりやすいかなと思います。ですので、そぎ落とされているそれに、何か抑揚なりストーリーなりがつくと、もっと一般の人たちは聞きやすくなるのかなと思います。

【司会者】 ありがとうございます。

ほかの方、いかがですか。

3番さん。

【3番】 事務的ですと本当に心にひっかからなくて、その都度、初めてなものですからメモを必死にとっているのですよ、聞いているときに。メモをとっていると、そのとき被告人が、検察官が何か言っているときに被告人の表情見たいなと思っても、メモをとるのに必死で周りの状況が全く見えない状態になっているのですね。なので、感情を込めることによってちょっとリズムが変わったりするじゃないですか。そうすると、こっちのメモをとっているほうでも若干周りが見やすくなると思うのですけれども、淡々とやられると、常にメモをとっているのが目的みたいになってしまって、気がついたらもう終わっているみたいな感じなのです。それで控室で、みんな、ちょっと何言っているか分からないというような意見もそういうことで出ていました。

以上です。

【司会者】 ありがとうございます。

どうぞ、6番さんですね。

【6番】 私は全く逆の感想を実は持ったのです。分からないくせに、出されたものについて、え、これだけというふうに正直は思いました。内容はとても簡潔にされていたので、これくらいのもを理解すればいいのかというふうに思ったの

ですね。

私も最初、すごくメモをとったのです。でも、メモをとっているうちに、ここに書かれていることがここでやっていることにイコールしていることに気がついて、やめようと思って、耳で聞こう、目で見ようというふうに途中でやめたのですね。そうすると、うんうんなるほどというのが近道だったです。だから、出された文にそれほど長いとか短いとかよく分からなかったとか、そういうふうに余り思わないで済んだのですね。

ですので、よくテレビドラマなんかで検察の人がとうとうとやる、あれを期待しちゃいけないんだと、そのときにちょっと思いまして、やはりお仕事でしているんだなという感じがとてまして、それはそれかなというふうに思いました。

【司会者】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

1番さん、その辺はいかがですか、先ほど検察側の。

【1番】 1番です。

私の場合は、やはり最初から最後まで混乱しきって終わったというのがすごく印象深いのですね。一つ一つ考える方法というのか、こういった事柄に対してのことがまず初めての経験なわけですから、まず考えの仕方が分からないということですね。それに対しての誘導尋問じゃないですけども、何らかの導きがあったらもっと整理して考えられたかなというふうな感想はあるのです。

以上です。

【司会者】 ありがとうございます。

8番さんは、冒頭陳述の、先ほどの検察官の質問については何か御意見ありますか。

【8番】 特に。

【司会者】 特によろしいですか。

それでは、検察官は冒頭陳述の関係はこの辺でよろしいでしょうか。

それでは、冒頭陳述に引き続いて証拠調べがあるわけですが、まず大体の事件では検察官が請求した証拠の書証の内容を説明するという手続があったかなと思うのですが、これについてちょっと御意見を伺いましょうか。

引き続き1番さんで申し訳ないのですが、1番さんの事件は、たしか供述調書というか、検察官が出した書証ですね、書類がたくさんあって、たしか初日だけでも1時間ぐらいその内容の説明があったと、多分こういうふうに、審理日程を見ると書いてあるのですが、この辺はいかがでしょうか。書類の内容が多くて頭に入ってこなかったとか、その辺の御意見があればちょっとお聞かせ願いたいのですが。

【1番】 そのときには、とにかく初日のときは、こういったことが世の中で起きているんだというのが第一の感想なのです。そして説明に入ってきたときに、やはり頭に入らなかったですね。とにかくその内容がまず拒否したい内容だったのです。こちら側が聞くに。聞くにたえない内容だったものですから、聞きたくないという思いがまず第一に頭に入ったということがあったと思うのです。

それから始まった内容の説明なものですから、ああそうかと、とにかく混乱、とまどった状況だけで聞いたということで、理解したかという理解は余りできなかったと思います。

【司会者】 ありがとうございます。

ほかの方はいかがでしょうか。書証の取り調べというところで聞いていて分かりづらかったとか、さらには、覚せい剤の事件ではないのですが、3番さんの事件とかだと被害者が複数いて、一人は証人出てきたけれども一人は調書だったんじゃないかなと思いますが、その辺が調書ではなくてやはり証人で聞いたかとか、そんなような何か御意見とかというのはあるのでしょうか。

【3番】 3番です。

僕の事件は、余り複雑だとは思わなかったのですが、お金を奪おうとして失敗していて被害額もありませんでしたし、被害者が受けたのも催涙スプレーでち

よっと、1週間程度の結膜炎みたいなそのぐらいな感じで、聞いているときに、その書類の提供とかほかの人の共犯者の意見とかもそれほど分かりづらいとは思わなかったですね。

逆に、淡々とそれを聞いていて深読みをする感じで、周りで。余り出ていないことを控え室で想像で意見するみたいな感じの話になっていて、その書類がどうこうということで難しかったという印象はちょっとないですね。

【司会者】　　そうですか。ありがとうございます。

ほかの方はいかがでしょうか。

覚せい剤の事件が多いので、覚せい剤の事件だと余り書類が出てきたということはないのかなというふうにも思うのですけれども。

では、8番さん。

【8番】　　8番です。

弁護士さんにお聞きしたいのですけれども。

【司会者】　　弁護士さんのほうは、また後で。済みません。

ほかの方、いかがでしょうか。

では、5番さんお願いします。

【5番】　　5番です。

証拠調べの検察官の方のほうなのですが、証拠調べの証拠が、聞いていて推測ばいものが多いのかなという気もしたのですね。

証拠に対する裏づけの立証が少なく、僕らの判断の仕方をそこら辺で判断してくださいよという話を裁判官の方から教えていただいたのですけれども、そこで考えていくと、ちょっとやはり証拠の立証が少なかったのかなという気がしました。

読んでいくと、推測で、おどされていたと思う、おどされてはいなかった、というふうな証拠の出し方をしていたのですが、そのところがやはり判断にはすごく迷いました。そこをはっきり立証していただければ、もうちょっと判断の仕方も楽だったのかなという気もしないでもなかったのですけれども。そのところで

すね、証拠のほうで。

あとは証拠のほうは段取り，出国から入国までの間の経緯を事細かく書いてあったのでよく分かったのですが，その中の文面を解釈するに当たっては少し立証すべきところが足りなかったのではないかなと思いました。

以上です。

【司会者】 5番さんがやられた事件というのは覚せい剤の事件で，事実自体は争いはないけれども，持ってきた経緯について，被告人がおどされて持ってきたのかどうかというところが争点になっていた事件だということで，その検察官はおどされてないというのだったら，それが分かるようなしっかりした証拠が出てなければいけないのではないかと，こういうふうに思われたということでしょうかね。

ほかの方は，書証の関係いかがでしょうか。書証だけではなくて，その後の証人尋問，被告人質問，そこまで含めても結構ですので，検察官の活動ということで印象に残られた方，今，結構厳しい意見のほうが多いかなと思いますけれども，こんな工夫をしていただいて分かりやすかったとか，そんな御意見でも良いと思いますので，これについて何かありますでしょうか。

特にはよろしいですか。

【1番】 1番です。

評議室でのときの感想なのですけれども，それぞれの方が自己紹介をし始めた，裁判官さんから始まりまして全員の自己紹介をしまして，それぞれの個人の生活のことを少し述べたりとか，この裁判についてちょっと触りを言ってみたりとか，そういう自分の，個人の感想というのか，評議室の中での和気あいあいとしたあれが一瞬できたというのはすごくよかったなと思っています。自己紹介から始まった連帯感というのか，そういったことが良かったと思っています。

【司会者】 なるほど。分かりました。

検察官の活動の関係で，何かほかに御意見はありますでしょうか。

あと，検察官のほうから先ほど冒頭陳述の関係でちょっと質問していただきまし

たけれども、それ以外のところで、検察官の活動で質問があればしていただければいいかなと思います。

時間があるので、もうちょっとぐらい。どうぞ。裁判官から見ていてということでも質問でも結構なのですけれども。

【高木裁判官】 では、一ついいですか。

【司会者】 どうぞ。

【高木裁判官】 裁判官の高木ですけれども、先ほど5番さんがおっしゃっていた点に関してなのですが、証拠の内容が推測が混じっているのではないかというのは、要するに証拠の位置付けとして検察官が何が言いたいのか分からなかったとか、そういうふうを考えて良いのでしょうか。もう少し詳しく今の点お聞かせ願えればなと思います。

【5番】 5番です。

内容が外国から覚せい剤を持ってきた、成田空港で発見されてしまったという事件なのですけれども、この当事者が主犯格と思われる人に、家族に危害を加えるぞというふうにおどされているということであった事件なのですが、このおどされているということをおどされてないという検察官の主張であったのです。文面の中では。おどされていないんじゃないかというような感じ、おどされてはいないというような感じで。ちょっと言い方違いますかね。大丈夫ですか。

【高木裁判官】 はい。

【丹羽裁判官】 裁判官の丹羽ですが、今のお話を伺って、例えば検察官がどういう証拠をもとにどういう主張をしているのかというのが、要するに冒頭陳述なんかですと頭に入らないまま証拠調べが進んでいくから、何を立証したいのかというところが明確にならないまま結論に至っているというような趣旨で私は伺ったのですけれども、そうなのですかね。

【5番】 5番です。

証拠調べの当日ですね。裁判所のほうに出頭してくださいよと言われて、あなた

は選ばれましたよと言われて、その二日目ですね。二日目に、裁判所へ来たこともない、裁判も傍聴したことない、裁判官と話したことない、検察官とも会ったことがない、弁護士さんぐらいは会ったことはあるというような人がほとんどだと思うのです。その中で、いきなり冒頭手続、冒頭陳述、公判前整理手続結果とか、全然分からない言葉がだーっと並んできた中で証拠調べと入ってきて、いきなり証拠が提出されるわけで、その中でもって結構な文面を、これだけをいきなり理解していかなければいけないという、そういう、僕としてはかなりオーバーヒート気味な内容ではあったのですね。

その中でもって、判断の仕方というのは全く分からないわけですね。判断の仕方というのを裁判官のほうに聞いてみたら、事実のみを判断すればいいんだと、あとはいらぬよということなのですね、ほとんどのことは。事実をはっきり解釈しなさいということなのですから、その事実を解釈する上ではやはりすごく難しかった。

専門的な知識何もない中でもって聞くわけですから、なかなかちょっと難しいのですね。流れを読み取るというのがすごく難しく、日頃こういうことをやっている方たちだったらある程度は自分の中で飲み込んでいると思うのですね。でも、全然初めての人がこれを見たときに、そこを飲み込むというのがすごく難しいことだなというふうに感じたので意見を述べさせてもらったのですけれども。

【司会者】 ありがとうございます。

なかなかこう立証していくところがあって、その中で争点になっている、そのおどされたかおどされていないかというところの判断に、その証拠がどういう意味を持っているのかというのが、やはり初日だといろいろな情報がたくさんあって、それを消化しきれないまま何を判断していいのかがちょっと分からなかったと、こんな御意見なのではないでしょうか。ありがとうございます。

先ほど、検察官ももうちょっと質問があるかなと思いましたけれども。よろしいですか。

【山本検察官】 今、5番の方から伺った意見と関係するのですが、密輸の事件ですと必ずしもそんなに外国の状況については証拠があるわけではない中で、限られた証拠の中で直接、例えばこういうのが覚せい剤という認識があったかどうかという問題であれば、直接それがはっきり分かる証拠というのではなくて、いろいろな事実だとか状況から認識があったというふうに認められるか認められないかというところが最終的に判断をすることになるという形になるのかと思うのですが、そういった中で検察官が言っている主張が、一体その最終的なところでどういう事実を確定することにかかわるのかというところの説明が分かりにくかった、という御意見なのかなと思うのですが、ほかの事件を担当された方では、そういった点での検察官の説明というのはどういった印象を受けられたのかなというのを教えていただければと思います。

【司会者】 いかがでしょうか。どうですか、6番さん。

【6番】 それほど私は思いませんでしたけれども。

【司会者】 7番さんいかがですか。

【7番】 7番です。

僕も、そんなに思わなかったですが、やはり言われていることは正しいことなんだなということだったので、ちゃんとした、うそなんかついていないだろうなど、うそはついていないでしょうけれども、だから検察の人が言っていることはちゃんとそれはそれで、その事件に際してこういうことがあったんだ、こういうことがあったからここからこういうふうにしていたんだというのは、自分の中に取り入れて、だからすごく聞きやすかったかなとは思っています。

【司会者】 多分7番さんの事件は、被告人が持ってきたものが覚せい剤だと分かっていたかどうかというのが争点だったと思うのですね。そのためにいろいろな証拠が出てきていたわけですが、それを検察官がどういう意味でその証拠を請求していて、そしてそれが最終的にどうつながっていくのかというところが分かりながら聞いたということなのですか、7番さんの事件は。

【7番】　そうですね。だから、僕はずっと分かりやすかったし、検察側の人も
そうだし弁護士側の人もそうですけれども、僕はぼんぼんぼんぼん入っていきまし
たね。あ、そうなんだ、そうなんだというのは思いました。

あとは、やはり決定的な部分というところを探し出すというだけで、話ししてい
る証人の人に対する質問の仕方とか、その辺は別にこういう感じなのかなというと
ころでしたね。聞きやすかったと思います。

【司会者】　分かりました。

【1番】　1番です。

私の場合は、検察官の方の事件の行われている状況の説明のときに、検察官の方
が犯人と同じ行動を実験してみたと言ったのですよね。実験して、事実こうでこうで
あったということを発表してくれたのですよ。検察官の方ってこういうことまです
るんだと、私は逆にすごく関心しました。ウサギ飛びをして、女性の上を飛び越え
るという動作があったわけなのですよ。本当にそのときに、靴が顎に当たってどう
いうふうなけがの状態になるかということを実験した状況を話してくれたのですね。
ああすごいな、そういうことでもって初めて、これは絶対不可能だということが分
かるということを検察官の方が説明してくれたのです。これは私、すごく理解でき
たなと思っています。

【司会者】　ありがとうございます。

1番さんの事件では、一つの事件で争いがあるって、そのけがが被告人のどうい
う行動から生じたのかという話が出たのですよね。

【1番】　そうなんです。被害者の方は殴られたと言っているのですけれども、
加害者のほうは靴が当たったというふうに、そこで食い違っているのですよね。実際
にそれをウサギ飛びで実験して本当にそうだったかどうか、それをまた医師がそれ
を確認して、こういうふうになったということを説明してくれたのです。それはす
ごく私は分かりました。

【司会者】　なるほど。そういう事件だったので、そういう証拠が出てきて、何

のために証拠調べをしているかというのもよく分かったし、聞いていてその内容もよく分かったという。

【1番】 理にかなったというふうに理解しました。

【司会者】 なるほど。ありがとうございます。

ほかの事件ではいかがでしょうか。ほかの方は。

どうぞ、8番さん。

【8番】 今回の冒頭陳述ですか、非常に分かりにくいというか、外国からの、検察官は全てそれを自供から、そういう文章というか、その事実を書いて皆さんに渡したとか紹介したのでしょうか、それとも何かほかの裏づけとか何かがあったのでしょうか。今後の、そういうものは押収していますから間違いないのですけれども、流れとか文章の中にいろいろ理解しづらいところとか、分かりづらいと、信用できないなというようなところもあったような気がしますけれども、いかがでしょう。

【司会者】 質問としては、8番さんの事件だと覚せい剤の事件で特に争い自体はなかったのでしょうか、事件として。ただ、判決を見るとどういう経緯で持ってきたのかというところに争いがあるって、そこが弁護人の主張と検察官の主張が異なっていたのでしょうかね。

【8番】 検察官さんのほうはあれですか、やはり自供とか本人を取り調べた事実をそういうふう書いてあるわけですか。

【司会者】 いや、多分、それは事件がよく分からないので何とも言えないのですが、もちろん裁判が始まる前には検察官も取り調べていますので、そういう結果をもとに多分立証されていたんだと思いますけれども。

【8番】 ありがとうございます。

【3番】 いいですか。

【司会者】 どうぞ。3番さんですね。

【3番】 僕の事件で、犯人のほうは警棒を使って被害者を襲うというのがあつ

たのですけれども、それに対して検察側が、警棒の材質に鉄が入っているか入っていないかということですごくこだわっていたのですよ。それで弁護側がそれは鉄の成分は入っていないということでちょっともめていたのですけれども、僕たち警棒を直にとって見た限り、鉄は入っていないんじゃないのと控え室でみんなで言っていたのですが、それは検察側は被害者に与えるダメージが大きければ罪は重くなるんじゃないですか。その意図は分かって聞いていたのですけれども、もしかすると、その意図を分からないで聞いている人もいるかもしれないので、まず、その説明をしてあげたほうがいいかもしれないなと思いました。

【司会者】 なるほど。どうして検察官がそこにこだわっているのかという、その説明がやはりないとよく分からない。

【3番】 うやむやになっていたのですけれども、最後は。なぜそれにこだわるのかなというのを。多分みんなは分かっていたと思うのですけれども。

【司会者】 分からない方もいるので、その辺をちょっと明確にしておいたほうが良かった、みたいな御感想だということでしょうかね。

それでは、先ほど検察官の活動について主に御意見を伺いましたけれども、次は弁護人の活動のほうに話をしていきたいと思います。

弁護人も検察官と同じように冒頭陳述を行ったり、あるいは弁護側でも証拠を請求して説明する、あるいは証人尋問、被告人質問というところの弁護人の質問がどうだったかとか、その辺の率直な御意見を言っていただければありがたいなと思っています。

弁護人の活動についてはいかがでしょうか。同じように冒頭陳述が分かりやすかったかとか、主には被告人質問が主なのかなと思いますけれども、その質問の趣旨がよく分かったかとか、そんなようなところについて御意見をいただければと思います。

では、1番さん。

【1番】 1番です。

私の強制わいせつ致傷のこの事件のときに、弁護士さんが二人法廷にいらしたのですね。説明というか文章を一生懸命読んでいただいていた、説明を私たちにしてくれたのですけれども、お二方が同じことを言っていた気がしたのですね。言い方は若干違いますが、内容的には同じことをしゃべっていたというふうに私は感じたのです。それも結構長い時間なのです。そういったことってあるのかしらと、内容はほとんど同じなのですよね。

【司会者】 それは書証の取り調べではなくて、1番さんの事件だと、弁護側で何か証人を請求されて証人尋問をしたときに同じことを何度か聞いていたというようなことではなくてでしょうか。

【1番】 じゃなかったと思うのですね。私の聞き違いかもしれません、裁判官さんがそれは指示していましたね。それは同じ内容だから却下みたいなことを言われていました。ですから、こういったことはあるのかしらなんてちょっと思ったのですね。それがちょっと印象に残っています。

【司会者】 質問をして、それがさっき聞いたことと同じだからもう聞かなくてもいいでしょうということで多分却下されたりしたということで、多分同じ話を何度も何度も聞いたことがあったと、受けたということなのではないでしょうか。

【1番】 そういう感じを受けたのですね。被告人にとってはものすごい、人生がここで決まってしまう大変なことをしゃべられているわけですから、ちょっともって重複しないでしゃべったほうが良いかななんて、ちらっと思ったのですね。

【司会者】 ありがとうございます。

ほかの方はいかがでしょうか。弁護人の活動というところで。

先ほど5番さんもちょっと弁護人の話もされていましたがね。もう一度ちょっと。

【5番】 5番です。

僕の担当した裁判の争点が量刑のみということで、同じく弁護人の方も量刑だけなのでという形に強く感じたのですけれども、理由はいろいろしゃべってくれたのだけれども朗読ぼくて聞きづらかったと。特に、この人をどうしようということも

伝わってこなかったと。国選弁護人だからこんなのかなというような素人考えの先入観も入ってきてしまっていたというのが事実ですね。

あと、弁護人の方がやってきた中の資料に関しては、かなり分かりやすくつくってくれたのかなとは思いますが、ただ、しゃべり方に関しては、ずらずらずらっときちゃったなという感じには受けました。

以上です。

【司会者】 ありがとうございます。

国選弁護人だからということとは多分ないのですけれども、国選でも私選でも同じ活動をされるということにはなるのだと思いますが、そんなことでちょっと思ってしまったというようなところなのでしょうか。

【5番】 そうですね。

【司会者】 ほかの方はいかがでしょうか。

では、8番さん。

【8番】 十日ぐらい勾留されたというのですけれども、何日ぐらい面接という書類作るのに何日ぐらいかかったものでしょうか。弁護士さん。

【司会者】 質問されてもですね、若干我々のほうは担当しているものではないので分からないのですけれども。

【8番】 一般的なのですか。スペイン語の通訳さんだったのですけれども、どのぐらいかかるのですか。書類作るのに。

【土屋弁護士】 今のお話は、裁判の準備のために被告人のところに何回ぐらい面会に行くのか、そういう質問でいいのですか。

本人は日本に来ていて、恐らく一番最初に成田の空港警察署か何かに来て、裁判が近付いた段階で千葉に引っ越しをしてきてという形になるかと思います。

8番さんの事件というのが、どれぐらい裁判までずっと捕まりっぱなしだったのかというのがちょっと分からないのですが、一般的に半年ぐらい捕まっているんだというその前提で、この人、8番の方の言い分の内容も一緒に考えると、結構面会

に行かなければいけないかなという気がしますね、これは。10回では足りないのではないかなという気がしますね。20回とかそれぐらい行くかもしれません。

ただ、当然通訳がかかる事件ですので、面会に行っても実際に中身のある話ができるのはその半分にすぎないということには当然なってきます。あとは日本語ではない会話が成り立っているわけですので。ということになるかと思えます。これはちょっと大変な部類かもしれません、20回ぐらい行くかもしれません。

【8番】 あと一つだけいいですか。

量刑が検察とは大きくかけ離れているわけについて、ちょっともしお話できたらその理由、いきさつを教えてください。

【司会者】 また量刑の関係は後でちょっと話を、今、審理の分かりやすさの話のほうへいきます、またちょっと申し訳ないのですけれども、後でまた話が出るかなと思えますので、よろしくお願いします。

【8番】 分かりました。

【司会者】 ほかにはいかがでしょうか。弁護人の活動の関係で何かこんな印象を持ったとか、そもそも何のために証拠調べ、こういう証拠を請求しているのかなとかですね。そんなようなところも含めて何か御意見とかありますでしょうか。

7番さんの事件だと、弁護側でも証人を請求されて、弁護側の証人尋問も行われたと、こんなような事件かなと思うのですけれども。

【7番】 7番です。

僕のときは、弁護士さんもやはり無罪に向けて一生懸命やっていて聞きやすかったです。最終弁論なんかを聞いていると、多分僕一人だったら弁護士の言っていることに乗っかっちゃうなというぐらい、すごく必死にやっていたというのが伝わりましたし、やはりみんないたから判決の量刑とかそういうのもあったのですけれども、すごく聞きやすかったし、ああ、と納得するところはすごくありました。すごく一生懸命やっているなというのは受けました。

【司会者】 弁護人が何のために証人を呼んできているのかとか、そういうこと

も含めてよく分かったということなのではないでしょうか、7番さんの事件。

【7番】 そうですね。外国から呼んでいたの。弁護士さんもその国まで行って写真とかいろいろ撮ってきたりとかしていたみたいで、すごいなと思いました。

【司会者】 ありがとうございます。

6番さん、どうぞ。

【6番】 私の事件は、成田で証拠を、これは証拠採用をするかしないかということから、証拠採用されれば次に覚せい剤の密輸という事件があるという二つの部分に分かれているという事件だったのですが、最初的时候に、被告人がちゃんと私は同意していないのに開けられたんだというような主張をしたから、それについて弁護士さんが、それをちゃんと聞いてあげているというのですか、そういうことをちゃんと聞いているんだよということで、その二つ構えの事件になっているような感じがしたので、きちんとされているなというふうに、ちゃんと聞いてあげているという、素人考えでそういうふうに感じました。

【司会者】 ありがとうございます。

6番さんの事件は、同意がないのに勝手に税関職員がバッグの中身か何かを調べたのではないかということで、それが証拠になるのかどうかというところでまず最初の審理が行われたと、こんなような事件なのではないでしょうか。

【6番】 そうですね。

【司会者】 そこでの弁護士さんのその活動についても、よく被告人の言い分を聞いてやられている印象を6番さんは受けたということではないでしょうか。

【6番】 そうです。

【司会者】 ほかの方、いかがですか。

【4番】 4番です。

私が担当した事件に関して、弁護士の方々の話は検察の話聞いた後なので分かったのですけれども、逆に弁護士から話していたら、先ほど言ったように何が重要なかなというのが分からなかったらと思うています。

できれば、プレゼンの技術とかそういった話になってくるのですけれども、検察側が出された資料に関して、矢印でも何でもいいのですが、ここがおかしいのではないですかとか弁護側が言ってくれば、もしくは同じような形式の書類が出れば2回理解せずに、2回読み解く必要がなくて、こちら側は。同じような資料を二つ、それでどこが重要なのかというのをぽんと見やすいので、我々裁判員にとっては理解しやすいのかなと思いました。

以上です。

【司会者】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

弁護士の方から何か個別に質問とか、分かりやすさの関係でありますでしょうか。

【土屋弁護士】 弁護士の土屋からです。

特に密輸の事件にかかわるところですが、被告人しか法廷に来る人、しゃべる人がいないと、そういう事件も幾つかあるかと思うのですが、先ほど5番さんのお話にもありましたけれども、そういった状況の中で事実を認定するということはやはりかなり難しいものなのかどうか、そういった意味で証拠あるいは証人などで判断をするに当たって何か足りないなと思うようなところはなかったでしょうか。そういった質問を密輸の事件を担当した方にお尋ねしたいと思います。

【司会者】 ありがとうございます。

先ほど5番さんからも、検察官のほうでは足りなかったのではないかというように話もありましたけれども、弁護側のほうでもというか、その判断をするに当たってこの被告人の話ぐらいしかない、被告人の話と税関職員の話とか、それぐらいしかないというようにところで判断することの困難さというところはなかったのでしょうかというような、覚せい剤の事件を担当された方ということなのですが、いかがでしょうか。

【8番】 8番です。

先ほど、検察官のあれが分かりにくいと言いましたけれども、何か矛盾している

点がすごく多くて、何が本当なのかという、分からないような点があったということですね。そういうケースが随所出てきたので、分かりにくいという意味ではなくて、矛盾した点ということです。

【司会者】 要するに、検察官の言い分と弁護人の言い分が異なって、そういうのが証拠から出てくるのだけれども、何か決め手になるようなものがやはりなくて、判断するのに困ったところがあるというのが御回答ということでしょうか。

ほかの方はいかがでしょうか。覚せい剤の事件、確かに証拠がそんなにあるわけではない中で判断するというところの困難さということを何か感じられた方というのはいらっしゃるでしょうか。

【5番】 いいですか。5番です。

弁護人の方のほうに対しては、主犯格におどされていたからしょうがなしにやったんだよということが言われてきたのですけれども、おどされていたという事実もなかったですね。そのときは分からなかったのですね。おどされていたという事実も分からなかった。

おどされていなかったという事実も分からなかったというのは確かなのですけれども、量刑だけなのでその点はいらないのかなというふうに、削除されたのかなとは思うのですけれども、自分のほうでそういうふうには感じたのですが、おどされていたからしょうがなしにやったんだよという事実も、説明の中でははっきり分からなかったという。

だから、量刑以外でやったやらないでもって判断、争点がやったやらないになってくると、証拠に関しては全然足りないのではないかなと思いますね。事実となる証拠、僕らが判断するための証拠の量が少なかったという、そういうふうには事実感じました。

【司会者】 ありがとうございます。

【5番】 あとは当日、ちょっとこれ感想なのですけれども、弁護人の方が相当疲れている様子でありました。

以上です。

【司会者】 ありがとうございます。

弁護人のそういうところまで裁判員の方は注意して見ているというようなところなのでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。弁護人の今のところも踏まえて。よろしいでしょうか。

土屋先生、よろしいでしょうか。

【土屋弁護士】 はい。

【司会者】 それでは、余りこの辺は御意見がないようですので、次の話題のほうに進みたいと思います。

次は、評議についてということで、その中でも特に今回、量刑の評議に関して御意見を伺えればなと思っております。

評議なので、ちょっと守秘義務の関係があって話しづらいところがあるかもしれませんが、差し支えない範囲で御意見いただければなと思います。

まず最初に、量刑評議をするに当たっては、裁判官のほうから量刑を考えるに当たってはこういうルールがありますよと、量刑の基本的な考え方ということですね。要するに、被告人の刑を考えるに当たっては、基本的には被告人がどのような犯罪を犯したのかということを中心に考えなければいけませんよと。再犯の恐れだとか更生の可能性だとか、そういう一般の情状のほうは調整する要素なのですよとか、そういう量刑を考えるに当たっての基本というものを、多分どこの合議体でも説明しているのだと思います。

その説明が理解できたのかということと、もう一つはどの段階でそういう説明がなされたのかと。それによって理解できたのかというところの質問なのですが、その辺の実情というか御経験をお聞かせ願えればなと思います。

いかがでしょうか、この辺、量刑を判断するに当たっての考え方と。

どうぞ、4番さん。

【4番】 4番です。

いろいろ話し合ってきて、最後何年にするとかそういったことになったときに、我々全然その基準が分からなくて、そうした場合に裁判官の方に、こういった刑の場合は懲役何年がというグラフがあるというのを見せてもらいました。

それを見た途端、私の中では、自分の感情では麻薬は国を滅ぼすアヘン戦争みたいなものでとても悪いものだと思っていたものから、ずっと何かちょっと自分が重く思っていたものから、それよりも懲役が少なかったので、統計によって自分の考えが移動したような気持ちになりました。一部の考えだけで、量刑が同じような刑でこっちが懲役10年、20年となるのはおかしいのだろうと思うのですが、データがあることで、自由に国民というか素人の発言をしていたのだけれども結局そっちに落ち着いちゃうなというような感覚を受けました。

でも、それで平等というか、ほかの人とバランスがとれるので、そういうものなのかなとは思いましたが、グラフがあることの良いことと悪いこと、裁判員制度をやっているのに結局そこに落ち着いちゃうなというところで、少し考えたところがありました。

【司会者】 ありがとうございます。

量刑グラフの話もちょっと出ましたが、前提として、その量刑評議をどう考えるかというところの説明というのが分かりましたかというのがまず質問なのですけれども、その辺はいかがだったでしょうか。それと、いつの段階で説明があったのかとか、その辺はいかがでしょうか。

ちなみに自分のところの合議体のことを言うと、事件によって違ったりするところがあって、自白事件だということになると審理の早い段階でそういう説明をして、その辺が量刑を考えるに当たってはポイントになっていくので、その辺を気をつけて聞いてくださいよというときもあれば、審理の最中は言わずに評議の冒頭で説明するというようなこともあるのですけれども、それはいろいろな事件だとかにもよって違うのですが、皆さんの経験された事件ではその辺の説明というのが大体どの

タイミングで行われていたのでしょうか。その辺の実情、いかがでしょうか。

7番さん、どうぞ。

【7番】 自分のときは、評議に入った初日に説明を受けました。棒グラフを同じように見せられて、やはりそれは自分が思っていたよりも重いなという感想です。

【司会者】 7番さんの事件では、全部審理が終わって検察官の論告、弁護人の弁論が終わって、全部終わってから評議の中で説明があったということですか。

【7番】 そうです。

【司会者】 それはあれでしょうか、その評議の初日になって聞いたわけですがけれども、それが最初の審理が始まる前に聞いていたらどうだったでしょうかというところはいかがですか。

【7番】 いや、でも、それでも全然実感は湧かなかったと思います。最初に、裁判員が始まった初日に聞かされても多分全然頭に入らなかったと思います。全部聞いた上でそういうふうに言われて、それはちょっと重いんじゃないかなという気持ちにはなれたので、初日、最初に聞いたとしても、やはり全然そのときは実感なかったと思います。

【司会者】 ありがとうございます。

7番さんの事件は、否認事件だったのでそちらのほうのまず争点があつてということだったということもありますでしょうか。

ほかはいかがでしょうか。いつぐらいにその説明があつたかとか、余りもう覚えていないかもしれませんが。

【3番】 3番です。

僕の強盗致傷も同じく、検察官の方が求刑して終わった夕方ぐらいの解散前にパソコンのデータで似たような事件をいろいろ見せていただいて、それで次の日の評議の朝からまたパソコンのデータをもう一度見直してという感じだったと思います。

【司会者】 なるほど。そのパソコンの統計を見る前に、そういう量刑の考え方の説明とかもなされていたということですね。量刑評議の最初のほうになされています。

たということなのではないでしょうか。

どうぞ、1番さん。

【1番】 1番です。

私が扱ったこの強制わいせつ致傷の事件では、公判の最後の最後ですね、量刑の評議というか、やはり前例を見せていただきまして、それにのっとなって年数を決めましたという、ほとんど最後でした。

【司会者】 そうですね。1番さんの事件も、事件の中で事実自体が争われているところがあるので、まずそこをずっと皆さんで議論をされて、それが終わって全部有罪だねというのが決まってから評議が始まったと。それでそういう段階で説明等もあったと、このようなことでしょうか。

【1番】 そうですね。それで、やはり私も4番の方と同じ意見で、前例にのっとなってこうだよというふうに説明をされたものですから、事実そういうものなのだろうなということで年数を考えだしたのですけれどもね。

以上です。

【司会者】 ありがとうございます。

それでは、その時期だけではなくて、量刑を考えるに当たっては検察官や弁護人のほうから主張があるわけですが、それが量刑を考えるに当たって、どういう意味を持っているのかとか、証拠調べの中でそれがよく分かったかというようなところはいかがでしょうか。

審理と、量刑を考えるに当たっての事情がうまくリンクしていたのかと、こんなところの御意見はいかがでしょうか。

【4番】 いいですか。

【司会者】 どうぞ。

【4番】 4番です。

もし、そうであるなら、先にどんなことをやったら量刑はどのくらいかというのを最初のほうでグラフでも何でも知っていれば、検察官と弁護士とのやりとりでそ

の量刑の決め手となるポイントが裁判員のほうにも分かるので、早い段階でもしかしたらそういうのを出されると違った感じの効果、分かりやすさが生まれるのかなとも、今、話を聞いていてちょっと思いました。

【司会者】 最初のほうにそういう量刑を考えられて、どういうところが重要になってくるのかというのが分かっているならば、それによって審理を聞いていくところでもどこが重要なのかというのが分かると、こういうような御意見なのでしょうかね。

ほかの方はいかがですか。

【5番】 いいですか。

【司会者】 5番さん。

【5番】 量刑に当たってなのですからけれども、判例でこうだよというのは確かに言われたのですが、まずそこで最初に疑問に思ったのは、この判例だとこうだという、何でこう、要は覚せい剤1キロ輸入したら8年だよと。では何で1キロ8年なのと。そこだったのですね。僕らからすると全然、基準というのが何も分からない。大体前がこうだからこういうふうになって決めちゃったみたいな感じもあるのではないかと思うのですけれども。

僕が担当した事件のときは、覚せい剤が約2キロでしたね。量刑にすると結構重くなるのですよ、8年ぐらいあったのですね。それだけで8年という、結構すごく覚せい剤って重いんだなと、そのときはっきり初めて分かりました。覚せい剤が重大犯罪だと。そんな感覚でしたね、量刑の最初のころは。

【司会者】 そういう基準がないので、ちょっと判断しづらいところもあったというような御意見なのでしょうかね。

当事者が主張していたところ、何でこういうところを争っているのかなとか、そういうようなところで何か御疑問に思ったところとか、そういうのは特になかったでしょうか。

6番さん、今、何か首をかしげていますけれども。

【6番】 6番です。

なかったのですが、私のとき、評議に入るときは、こういうふうにグラフで出されてしまわれると私はとても嫌だと思ったんですね。自分の感覚でどれぐらいだと私は思うというのがあった後にそれが出てきたときに、ああそうか、そういうふうにプロフェッショナルは判断するんだとか、比べるときに人から聞いたもので比べるのではなくて、先に自分で聞いたもので比べたいと思ったので最初の評議の段階でそのグラフを最初に見せられなかったと思うのです、私のときは。最初に、どう思いますかというふうに一人ずつ聞かれて、そのときに自分の中で思っていたことと棒グラフが出てきたときのすり合わせというのでしょうか、そういうのをしたような気がするのです。それがないと、やはり裁判員の意味はないのかな、なんてちょっと思ったものですから、先に情報を与えられたほうが確かに判断の材料としては良いのかもしれないのですけれども、そういうふうに感じました。

【司会者】 量刑のグラフの関係は、最初に見るよりも、ある程度議論した後に見たほうが良いのではないかなというような御意見なのではないでしょうかね。

【6番】 私としてはそう感じました。

【司会者】 この関係で、弁護士の土屋先生のほうから何かありますか。質問、ほかにも何か。

【土屋弁護士】 では、4番さん、5番さんの関係になりますが、特に4番さん、先ほど審理の最初の段階に注目すべき点がはっきり分かっていたほうが、その後の量刑の評議が入りやすいという、そういう趣旨でお話をいただいたかと思いますが、この事件の弁護人の弁論、今、手元にあって拝見しておるのですが、こういう事件の経過の中に、この辺ポイントとして見てほしいなんていうことは一応述べていたような雰囲気があって、脅迫されていたこと、あるいは覚せい剤が入っているという確信はなかったこと、本人に再犯の可能性がないこと、この程度なのですけれども、こんな感じの記述があって、このあたりを見た上で量刑を決めてほしいという弁護人の求めが冒頭陳述にあったようだったのですが、こんな感じではちょっと抽

象的で、もう少し掘り起こしたものがいいと、そんな御趣旨で理解したらいいですかね。

【4番】 4番です。

そうですね、もう少し、例えば三つ今、言われましたけれども、三つのことに関して、これが当てはまってこれが当てはまってこれが当てはまるから何年、とかいうのがもし分かるのであれば、分かりやすいかなとは思いますが。

ただ、やってみた後の個人的な感想なのですが、裁判員が何年と決めるというのは難しいんじゃないかなというのが個人的感想で思いました。というのは、先ほど言った、最後にその前例を見てそっちにどうしても流されてしまうので、もし我々の個人的な裁判員たちの意見で10年20年で差が出てもいいのであれば、その量刑を我々が決める意味もあるのかなと思うのですが、結局その分布の山じゃないですけれども、その分布を見ながらそこに収束していくのであれば、なかなか裁判員が量刑をとというのは、有罪無罪とか考えるというのはすごく話し合っただけで頭を使って考えたなという記憶はあるのですが、量刑に関しては何かすんわり、じゃあこれでという感じで最後に決まっていたような感覚があるので、個人的にはそれ難しいのかなというふうに、ちょっと別ですが思いました。

【司会者】 では、5番さんも同じ今。

【土屋弁護士】 5番さんにも同じ質問を。

【5番】 弁護人の方が言っていた、おどされていた、その他もろもろなのですが、先ほど言ったとおり、おどされていたという事実の立証があったかなかったかと。要は検察側の出してきた求刑に対しての、簡単に言えば引き算もしろということなのでしょうけれども。減刑を求めるということで。4番さんの言ったとおりに、一つ消えたから何年だよという基準も分からないし、だから二つ消えたから6年だよという考え方なのかということにもなり得ないと思うのですよ。量刑の判断の仕方が僕らの中では全然分からなかったわけで。

裁判官の方たちがすごく接しやすい方たちだったので、その点はすごく親切にそ

の都度教えていただいたのでうまくいったとは思うのですが、量刑の判断に関してはそのところは結構厳しかったですね。

何かにつけていろいろとやはり個人的な感情が入り込んでくるということも、自分の中で結構あったのですね。その中で、中立的な立場で判断しなくてはいけないというのがやはりすごく難しかったですね。

以上です。

【司会者】 よろしいですか。ほかに。

【土屋弁護士】 せっかくなので、1番さんよろしいですか。

今日の冒頭に、判断のための時間が足りなかったという話をされていたと思うのですが、事件が三つあって、その中には争いがある事件もあってかなり大変だったんだと思うのですが、実際、Cさんという人の事件の関係の審理をすることと、それから最後に量刑で年数を決めるという作業を順番にこなさなければいけなかったと思うのですが、実際時間が足りなくてしわ寄せが来てしまったのはどのあたりの部分なのでしょう。

【1番】 やはり、そうですね、三日目ぐらいからどんどんとプレッシャーみたいな、頭全部をこの裁判のことだけが占めだしたのですね。三日目にが一っと来たという感じがありますね。今、思い出しますと。

そして、四日目ぐらいだったか、量刑のことを前例を出してこうこうこうだからこんな年数が適当ですよみたいな説明をしていただいたのですね。で、みんなで出して決めたのですけれども、何しろ考える時間、とにかくこの被告人の方の人生の全てが決まってしまうわけで、大変なことを私たちは決めようとしているわけですよ。そのことに対するプレッシャーと内容と、もちろん時間とのそのバランスが非常に私の頭の活性化が悪いせいか、時間がとにかく足りなかったという、もっともっと考えていたかったなという気持ちがあるのです。例えば五日間だったのを七日間にするですとか、もうちょっと幅を持たせて考える時間、もしくはお互いに論議をする時間を持てたらよかったかなという感想があるのですね。

【土屋弁護士】 分かりました。ありがとうございました。この評議の関係では。

【司会者】 よろしいですか。

検察官，裁判官のほうからも何か量刑と評議の関係で質問。

どうぞ。

【丹羽裁判官】 裁判官の丹羽です。

裁判官によって説明の仕方が違うので何とも言えないところはあるのですが，その量刑グラフを示す前の段階で，犯罪というのは基本的にやったことに対する非難とか責任ですよということで，どういうことをしたか，どういう結果が生じたか，どういうつもりでやったのかと，このあたりが重要ですよねというようなことを説明調でやっているのか，雑談ぽくやっているのかということも含めていろいろなのですが，一応，皆様に提示をさせていただいた上で，どういう事情を考えますか，あるいはどういう年数にしますかという議論に流れていくというのが考えられるのですが，最初の説明ですね，行為が大事なんだよとか，結果が大事なんだよというところがうまく皆さんの頭に入ったかどうかというところがちょっと気になっていまして，それが入った上で量刑グラフを見るのと，いきなり量刑グラフを見るのとでは多分印象が違うかなと思っているところがあるのですが，どなたでも結構なので，今のような説明ぶりが今でも頭に残っているかどうかということで結構なのですけれども，教えていただくとありがたいと思います。

【司会者】 皆さん，もう半年ぐらい前の話なので忘れている方もいらっしゃるかなと思いますけれども，いかがでしょうか。

【5番】 5番です。

確かに，丹羽裁判官が申したとおりに，僕が担当させてもらったときは，すごく裁判官の皆さんが接しやすく，最初からいろいろと分かりやすく知識を入れていただいていたよかったです。

どんな事情があるにしろ，やったことはやったことだと。それが罪だということを初めてその場で認識したということですね。人に強要されてやった，無理くりや

らされたんだよ、だから罪がないよという、そういう考え方ではあったのですね、最初のころは。でも、実際にどんな事情があっても最終的には自己判断で行ったんだろと、だからそれが犯罪なんだよということが、そのことに関しては審判しなければいけないということをはっきりその場で認識をさせられましたね。自分の中でそれを結構、自分の考えを180度ごろっと変えさせられるような今回の経験でありました。

進んで行くに当たって、やり方等、考え方等、やはり日常生活の中ではない、言い方が悪くなるかもしれないけれども、すごく冷酷な考え方をしなくてはいけないのかなというような、自分の中ではっきり考えまして、その人の人生云々よりも、やったことに対して、日本国に対して損害を与えようとしたことに対して厳しく対処しなければいけないというふうに教えられたとは自分の中で思います。内容的には、すごくよく理解できました。教わりました。大変いい経験でありました。

【司会者】 ありがとうございます。

ほかの方、いかがですか。3番さん。

【3番】 3番です。

僕はもう自分の意見というより平均値を出したいなということにこだわっていたのですよ。ほかの人がやって年数が違ってしまうということもあるわけじゃないですか。けども、相対的な判断をよりするため、平均値は常にみんなで出したいなという感じで評議していて、でも、初めてだから、被告を見るのも初めてじゃないですか。だから、その人が本当に反省しているかどうかとか、そういうのが難しかったですね。

それを裁判官の方にすごく質問していて、どういうふうな態度とか、どういう言葉尻をとればこの人が反省しているかというのを見抜くのですかみたいな、テレビの見過ぎかもしれないのですけれども、裁判官の方は印象とかでそういう裏まで分かるのかなみたいな、そういう先入観があって話ししていたのですが、担当していた裁判官の方が、私たちの場合はいろいろな被告を見ているからねとちょっとくだ

けた感じで、だからもう、見える、事実で起きていることだけで判断しようと、僕はそこでちょっとシンプルに考えようと思ったのですね。

だから、その被告が言葉でも謝罪しているわけなのですけれども、それ、見る人によってはあれは言葉だけだというふうにもなるでしょうし、謝罪しているから、ふてくされているやつよりは謝罪しているだけましだろうと考えることもあり得るわけで、それを被告にとってプラスに考えることもありかなと。

【司会者】 その前提としては、先ほど言った、量刑でどういうところを重視して考えなければいけないのかという説明自体は分かった上でそういう議論をされたという趣旨で聞けばよろしいでしょうか。

【3番】 はい。

【司会者】 ありがとうございます。

大分時間がちょっとなくなってきましたけれども、よろしいですか、ほかの方、よろしいですかね。

【土屋弁護士】 質問してもよろしいですか。

【司会者】 どうぞ。

【土屋弁護士】 個別の事件の関係で質問してもよろしいですか。1番さんと6番さんと7番さんに一つずつ質問してよろしいですか。

1番さんの事件は、わいせつの事件三つということで、弁護人のほうがわいせつの関係のお医者さんみたいな人を呼んできて病気を治すぞという方向の弁護活動をされていたということだったんだろうというふうに記録から伺えたのですが。

【1番】 そうです。

【土屋弁護士】 判決の中に、全くそのお医者さんの名前が出てこなくて、余り触れられなかったのだらうなというふうに思うところだったのですが。

【1番】 お医者さんの名前ですか。

【土屋弁護士】 名前もそうですね。

【1番】 名前は私、覚えています。

【土屋弁護士】 聞き終わった限りだと、かなり難しいお話をされていて、すごく理解しにくかったようなお話とも。そんなこともないですか。

【1番】 いや、理解しやすかったです。お医者様は、何回もそういう証人尋問に出られているお医者様でしたということを知りました。そんなものですから、私たちが聞いても理解できました。

【土屋弁護士】 そうですか。分かりました

【1番】 お二方、お医者様が出られたんです。

【土屋弁護士】 一人は、外科の先ほどのウサギ飛びの人ですよ。

【1番】 そうです。もうお一方は更生するほうの関係のお医者様ですかね。

【土屋弁護士】 そのとおりです。

【1番】 お二方ともとても理解できる説明をしていただきました。

【土屋弁護士】 分かりました。ありがとうございます。非常に参考になりました。

6番さんにも質問ですが、証拠として使うことができるかどうかということの議論が審理の一番最初からかなりずっと行われていて、それが終わったころには、大分審理がほとんど終わってみたい、そんな感じだったのだと思うのですが、証拠として用いる場合の基準、用いていい場合と悪い場合の基準というのがどんなものであるかというあたりの判断、そのあたりは、実際は裁判官のほうでリードしてくださったのだと思うのですが、この辺の議論というものに、一緒に評議等々で立ち会っておられて、理解が及んでついていけてましたかというあたり、あるいは判断において苦痛ではなかったかと、そのあたりも含めて感想を伺いたいなど。

【6番】 証拠ですか。証人。最初の税関と職員さんのやりとりがあるのですね。そこについていくのは私は大変辛かったです。何を言っているのかがとっても分かりづらくて、何をもちこの人が今ここでしゃべっているのかが理解できてなかったのですね。

評議の段階で、裁判長が、ここは僕が判断されますというふうにおっしゃったの

で、それ前までですごくほっとしたというか、ついていけなかった部分であったので、とつとつとしたやりとりが何をやっているんだろうというところがあって、それはとても辛かったような。

【土屋弁護士】 僕の質問は、同意がなしに所持品を開けられてしまったことが違法だというふうに弁護人が言って、先ほど6番さん、そのあたりは非常に一生懸命だという好意的な評価をいただいていたかと思うのですが、他方で、どういう場合が証拠に用いていいのか悪いのかという法律のルールがある中で。

【6番】 そこら辺、私は分からないのですが、ただ、被告の言っていることをちゃんと聞いたからこのお話が出てきたと私は思ったのですね。私は証人が出てきて話をしているというのも何のことだか分からないのだけれども、その前段階に裁判があってというときに、はっきり言えばそんなことまでやるのというところをちょっと思ったものですから、そういうこともきちんと聞いて、こういうテーブルに乗せてきたんだなという、とても真摯な態度というのでしょうか、そういうのが見えたので。

【土屋弁護士】 やっている間は、その税関職員さんの尋問は何のためにしているのかは。

【6番】 ちょっと分からなかったです。でもそれは一日目だけで、二日目からは何をされているかはきちっと分かりましたし、ああそういえばそんなこと言っていたなというのは分かっていたけれども。一日目は。

【土屋弁護士】 分かりました。ありがとうございます。

7番さんに御質問ですが、税関職員の方というのが証人で検察官側として二人呼ばれていて、この事件は認識があるなしで争われていた事件だったと思うのですが、税関、成田で一番最初に被告人の様子を見るその人たちの観察の状況というのが、被告人の内心を推しはかるにおいては、やはり有益な資料ということになるのだろうか。

【7番】 そうですね。やはり最初は税関の職員の人たちの意見というのがすご

く有効でしたね。こっちの裁判員からの質問とかでも、被告人にそういう質問をしたときに顔はどういう表情をしていましたかとか、すごく動揺していましたかという質問を税関職員の人にして、いや、すごく冷静でしたとか、そういう意見をもらえたので、やはりそういうところでひっかかってくる部分というのはありました。

【土屋弁護士】 人の反応というのは、多分様々だったりして、同じ質問を受けても驚きの度合いも人によって違ったりするのだらうと思うので、その限りにおいては、観察をした方側の主観というものが大分入ってしまって、それが判断において正確をゆがめてしまうのではないかという批判もあり得るところだと思っておりますが、そのあたりは気にはなりませんでしたが。

【7番】 そうですね。よく観察しているのではないかなと思いましたが。あくびをしていたとか、そういう意見もあったので、しっかり見ていたんだなと。多少忘れていたところもあるでしょうけれども、証人として言うことは言っているのかなというのは思いました。

【土屋弁護士】 ありがとうございます。以上です。

【司会者】 よろしいですか。

【1番】 済みません、もう一つ。ごめんなさい。1番です。

言い忘れたのですが、お二方の証人のお医者様の、外科のほうのお医者様なのですけれども、とても言っている内容はよく理解できた表現で、私も本当に分かったのですけれども、ただ、あの先生すごく機嫌が悪かったかなんか知らないのですが、同じ場所にいて見ていて聞いていて、こっちまで不愉快な気持ちになるぐらい、そのぐらい機嫌の悪いしゃべり口調だったのですね。そこのところがちょっと気になりました。

【土屋弁護士】 弁護士の土屋です。

今のは外科の先生のほうでよろしいですね。分かりました。

【1番】 外科の先生です。ちょっと気になりましたもので。失礼しました。

【司会者】 よろしいでしょうか。

それでは、司会の不手際もあるのでありますけれども、大体この辺で時間が来ました。

最後に、特に何か、今日の話題事項の関係以外でも結構なのですが、特に何かこれだけは裁判を経験して法曹の人たちに言っておきたいというようなことが何かありましたら、ちょっと一言二言、言っていただいて、この会を閉めたいと思います。

では、どうぞ、4番さん。

【4番】 4番です。

今回、裁判員制度に参加させてもらって、本当に裁判官の方に恵まれたなと思いました。5番の方と同じような意見なのでありますけれども。

特に、先に我々に話をさせてくれて、じゃあこういうことでよろしいでしょうかという形で言われるので、我々の一般国民の意見を聞いてくれているのだなというふうな、非常にそういう印象を受けました。

この結果、裁判所というものが身近に感じ、裁判官というものを身近に感じたのですが、一方、検察官の方と弁護士の方に対しては距離がそのまま残っているような感じで終わりました。同じように、同じ人間ですので、絶対プライベートではそんなことはないのだと思うのですが、裁判官や裁判所に対するすごくいい印象に国民がなるというような同じようなことを、検察官の方や弁護士の方とも何かそういうのがあればもっと我々は身近に感じられるのではないかなと思います。具体的にどういったことがいいのかというのは、ちょっと今きちんと浮かばないのですが、そういった検察官、弁護士の方とも何か接する、ざっくばらんに話しするというのがあればいいなと思いました。

【司会者】 ありがとうございます。

ほかの方で、何か特に。

【5番】 いいですか。

【司会者】 どうぞ。

【5番】 済みません。長くなってしまって。5番です。

今回裁判員を経験した上で、犯罪に対する認識がすごく変わりました。だから、

いろいろな方が参加していけば犯罪に対する認識がすごく変わってくると思うので
すね。普段の生活の中では新聞報道だけで縁遠いのですね。検察官の方も弁護士
の方もどう動いているかなんて全然想像もつかない中なので、だから今回はすごく良
かったと思います。

それと、裁判官さんたちが僕らを引っ張っていく上で、どれだけ努力しているか
というのがよく分かってきました。裁判員制度で裁判する上で、検察官の方も弁護
士の方もいろいろ資料を、多分裁判官だけでもってやるとなれば、あれほどまでの
細かいような、砕いたような資料はつくらないのではないかと思います。です
から、すごく分かりやすくさせようという意思是伝わってきました。良い経験だっ
たと思います。

以上です。

【司会者】 ありがとうございます。

ほかの方で特に最後に何か。

どうぞ、では1番さん。

【1番】 1番です。

今回、裁判員制度の裁判員をさせていただきまして、最初当たったとき、嫌だな
と思ったのですね。何で私が裁判員やらなくてはいけないのかなというふうに思い
まして、そんな思いでつらつらと五日間裁判所に来たのですけれども、つくづく私、
今回、参加させていただいたことに対しまして、一番最初のときに、裁判の内容を
ほかの方に他言してはいけないというふうに説明されたのですね。裁判所に行く
とかそれぐらいなら良いけれども、誰が何言った、裁判の内容、事件の内容云々は余
りしゃべってはいけないというふうに言われたのです。だけど私、思ったんですね
終わってから。誰でも犯罪というのは起こすきっかけは、ふっとしたところから犯
罪に引き込まれてしまう可能性が誰でもあると思うのですね。初犯が一番、一番最
初に犯罪を犯すか犯さないかで人生がすごく変わってしまうとつくづく今回、それ
が私分かったのですね。

ですから、初犯を抑えるがためにも、若者にどのようなことを言ったら良いのかなということを考えたのです。今回、この裁判員をやったことにおきまして、被告人になった場合、根こそぎ気持ちから全てはがされてしまうわけですね、恥ずかしい思いをさせられて、そこの被告席に立たないといけない。それはもう絶対やってはいけないことだと強く感じたのです。

そんなものですから、ある程度、この裁判員のやり方ですね、裁判の内容云々もしくは事件を起こしてはいけないということ、どれだけ悪いことかということ若者に知らせる方法として、少しはしゃべったほうが良いのではないかなという気持ちが私は湧いたのです。それだけ事件を起こすと大変なことなんだということに分らせるために、ある程度説明したほうが良いのではないかなと思いをしました。

以上です。

【司会者】 ありがとうございます。

ほかの方で、よろしいですか。もうこれで大体時間が来ましたので終わろうかなと思いますけれども、特に何か言いたいという方は。よろしいですか。

それでは、2時間にわたりまして貴重な御意見、伺いました。

これをもとに、我々も今後、裁判員制度の運用の改善に役立てたいというふうに思っております。

本日は、本当にお忙しい中、どうもありがとうございました。

(別紙2)

話題事項について

1 裁判員を務められた感想

どのような事件の裁判員を務められたかという点に触れながら，裁判員を務められた感想を簡単にお聞かせください。

2 審理について

検察官及び弁護人の以下の活動について，分かりやすかったですか。印象に残っていることはありますか。工夫して欲しかった点がありますか。

- (1) 冒頭陳述（審理の最初に行った説明）
- (2) 証拠の説明（証拠書類の説明や供述調書の朗読等）
- (3) 証人，被告人に対する質問
- (4) 論告・求刑，弁論（審理の最後に行った意見）

3 評議について

特に，量刑評議（被告人の刑の重さを決めるための評議）に関して，以下の点について，ご意見をお聞かせください。

- (1) 量刑を考えるにあたっての考え方（行為責任の原則）について，理解できましたか。
- (2) 当事者が主張した量刑事情の意味について，理解できましたか。主張・立証が不十分な点はありませんでしたか。